実績評価書

(厚生労働省2(Ⅳ-1-1))

施策目標名	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること(施策目標IV-1-1) 基本目標IV:非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標1:男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
施策の概要	(リ女労働者の均率な機会と待遇の確保やいろスメント対策の推進) 「別女労働者の均率は場全とはよるとなく、また、働く性が母性を母重されつつ、その能力を十分に発情できる屋用環境を整備するため、展用の分野における男女の均等な機会及び特遇の確保をは同する法律(現和4年法律第13号、以下1男女屋用機会均等法という。)に治った男女対事の推進)という。)に治った男女対事の既とよう別、地震により現るなどとれた、法違のど思かられる企業に対して、迅速かつ設定な特遇のできともに、法違のど思かられる企業に対して、急患かつ設定な特遇のできとしまし、法違のど思かられる企業に対して、発力の対象を得するための就業環境の整備するとという。とは、大きなでは、またセクシュアルハラスメント、妊娠、出産・胃児休業等に関するハラスメントについても、全ての企業において労働者が事業主にセクシュアルハラスメント・サルッカスメント・サルッカスメント・サルッカの主義において労働者が事業主にセクシュアルハラスメント・サルッカスメントであり、日本の主ない、アラルが表が低されたことから、事業主向けの影响なの情報をしまっても今で表している。ままない、アラルカンメント等の指数をしたこと等を理由さずる事業主による不利益取扱いを表址するなど、ハラスメント等成が低化されたことから、事業主向けの影响なの情報を必めまする様々な程を全通して、収定付針の内容等の局知を企業の、コンナルティング等の文理事業を表集する。 ・ 職場におけるハラスメントに関する相談については労働総策総の者推進法等に基づ、約争解決課動制度を活用し、迅速・丁寧な対応を行い、法令選及が設われるようなのでは、保証的に報告徴収等・是正指導を行う。併せて、フリーケイヤルやメールによる職場のアスメント機等者があっの機能を表現した場合が、大きに関する情報のアスメントの機能のの設置等の数据を実施する。 ・ さらに職権におけるハラスメントの機能の変量の動態を実施する。 ・ このにか、新型コロナウルルスを発症に関する法律を関連を指置により休業する妊娠中の労働者に有給の休眠制度を設けて取得させる事業主を支援する助放制を創設している。 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法にある)に基づき、(1)自社の女性の活躍に関する情報の必要が情報を対したいる。との信か、新型コロナウルルスを発症の形式の表別に関する状態の変更が性の表別の表別に対している場合では、対しいの能力を表別に関する情報を必要があるの人以下の中小企業は努力義務。 ・ また、行動計画の届出を含むととしているといては、発出のよりを対しるといてきる。認定を受けることができ、認定の対し、といいの情報が表別の人以下の中小企業は努力義務。 ・ また、行動計画の届出を含むとといている機会の実施が定める変更でつかを商品等に付けることができ、認定のメリットも含め広(別知、こまでは対する場合に関する時間を表別し、といいの情報を表していて、常用の場では、対しな研究を表していて、常用の場では、対しな研究を表していて、常用の場では、対しな研究を表していて、常用の表別を表別していて、常用の場のでは、またいでは、現まないでは、またいでは、現まないでは、またいでは、またいでは、現まないでは、またい
	・ 育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい就業環境を整備すること。例えば、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や 介護休暇を柔軟に取得することができるよう、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する施行規則(平成3 年労働省令第25号)」等が令和元年12月に改正され、令和3年1月1日から、子の看護休暇・介護休暇について、全ての労働者が、時間 単位で取得できるようになる。 ・ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援(小学校休業等対応助成金 等)を行っている。
施策実現のための	・ 近年、職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントは社会問題として顕在化している。平成30年度における都道府県労働局に寄せられた労働関係のトラブルの相談状況は、職場のいじめ・嫌がらせの相談が82,797件と過去最高となり、他の相談の中でも7年連続で最も多く、セクシュアルハラスメントに関する相談も7,639件と高止まりしている状況にある。また、セクシュアルハラスメントの防止措置に取り組んでいる企業(10人以上)は64.3%にとどまっている。このほか、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談も4,507件とセクシュアルハラスメントに関する相談に次いで多い状況にある。 ・ いわゆる「M字カーブ」は改善しつつあるが、就業を希望する女性の数は2018年で約237万人にのぼる。 ・ そのため、労働者が性別により差別されることなく、ハラスメント防止対策等に取組むことにより男女がともにその能力を十分発揮することができる職場環境を整備するとともに、女性の活躍を一層促進するため、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていくことが課題となっている。
背景•課題	女性の労働力率と潜在的労働力率(※)の差は大きく、就業を希望する女性の数は2019年で約231万人にのぼることから、働きたい女性が仕事と子育で介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるようにすることが必要である。そのため、 1 働きながら育児・介護を行う労働者が、仕事と家庭を両立しやすい就業環境の整備が課題となっている。 ※ 潜在的労働力率=就業者数+失業者数+就業希望数/人口(15歳以上)
	育児や介護等により働く場所や時間に制約のある者にとって、在宅就業は仕事と生活の調和を図りやすい働き方である一方で、報酬面のトラブル等が見られる。

			標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	別されることなく、ま	た働く女性が母性を尊	重され、併せてハラス	く人の個人としての尊厳 行為であるとともに職場	や人格を不当に傷つける 環境の悪化にもつながる	な扱いや職場におけるハラスメントは、働名を不当に傷つける社会的に許されないの悪化にもつながることから、働く人が能きるよう、これを防止していくことが重要でいた。男女雇用機会均等法に定められる規定の確実な履行確保を図るととも推進法に基づく取組の実効性を高めて場環境の整備により、出産・育児を経たともに、男性の育児参画を促進する社会ともに、男性の育児参画を促進する社会ともに、男性の育児参画を促進する社会の両立を可能とする社会づくりを推進するの両立を可能とする社会づくりを推進するの両立を可能とする社会であるため。		
各課題に対応した	(課題に対応した 達成目標 目標2 (課題2) 目標3 (課題3) 予第でのの (課題3)		整備することによりその 指すとともに、女性の活		・ 女性の活躍を推進するためには、男女雇用機会均等法に定められた性差別の禁止をはじめとする規定の確実な履行確保を図るとともに、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていく必要があるため。				
<i>在1</i> % 口 你	目標2 			備する企業の取組を推 る社会的気運の醸成を	女性の継続就業を支援	するとともに、男性の育り	見参画を促進する社会		
	(課題2)	図る。			で、男女がともに仕事と 必要があるため。	家庭の両立を可能とする	が社会づくりを推進する		
	目標3 	在字就業を良好な	就業形能とするための	環境整備					
	(課題3)	在七號未已及別多	が未が窓とするだが。	块 先走 III			TC JU · C、C WJ/ml 未块		
	(課題3) 区分	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		当初予算(a)	14,393,466	27,371,862	27,524,158	17,844.712	18,660,714		
		区分 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 当初予算(a) 14,393,466 27,371,862 27,524,158 17,844.712 補正予算(b) 0 0 180,901.799	0						
施策の予算額・執行額等		繰越し等(c)	0	0	0	-30,303.294			
		合計(a+b+c)	14,393,466	27,371,862	27,524,158	168,443.217			
		f額(千円、d)	7,793,142		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	76,772.514			
	執行率(%, d/(a+b+c))	54.1%						
		施政方針演説等	学の名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年月日	関	係部分(概要・記載箇所)		
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	章」「仕事と ②「少子化 ③「第2期 ④「第4次 ⑤「成長戦 ⑥「ニッポン	と生活の調和推進の はなな対策大網と	E総合戦略」 十画」 战略フォローアップ」	事と生活の調和推進 官民トップ会議決定 ②令和2年5月29日閣 議決定 ③令和元年12月20日 閣議決定 ④平成27年12月25日 閣議決定 ⑤令和2年7月17日閣 議決定 ⑥平成28年6月2日閣 議決定	①ワーク・ライフ・バラン語がある。 ②③女性の就業のなどの就業のではない。 また、くるみん企いる。 また、そずないにないでは、では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では	関する数値目標及び各種 (次世代育成支援対 大で認定を受けた企業)を 標が掲げられている。 共同参呼の推進と仕 が掲げられている。 本の後(2025年)が を本30%(2025年)が が成果目標及び各種施 を本30%(2025年)が がられている。 非正規雇用労働者の等 がれている。 また男性育 にないる。	重施策が掲げられてい 策推進法に基づき、子 2025年までに4,300 :生活の調和に関する 策が掲げられている。 られている。 遇改善について掲げ 続けることができる環 遇改善に係る成果目		

達成目標1について

男女雇用機会均等法等の履行確保により労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを目指すとともに、女性の活躍推進を図る

指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の行政指 導を受けて、事業主が是正を行うことにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保が可能となることから、指標とし 指標1 て選定した。目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて、年度内の是正割合を設定した。(令 男女雇用機会均等法に基づ 和元年度における是正指導件数15,822件) き、事業主に対し都道府県労 働局が実施した行政指導の (参考)平成27年度実績:98.7% 是正割合(年度内) 実績値 (アウトカム) 目標値 主要な指標 基準値 達成

平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 毎年度 97.4% 99.2% 99.2% 90%以上 99.6% 99.1% 0 0 年度ごとの目標値 90%以上 90%以上 90%以上 90%以上 90%以上

指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

労働者の6割以上が一般事業主行動計画の策定が努力義務である300人以下の事業主(中小企業)において雇用されているため、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等がなされることは、企業の女性活躍推進に向けた雇用管理改善に寄与することから指標として選定した。

指標2 常用労働者数300人以下の 事業主の女性活躍推進法に 基づく一般事業主行動計画 策定届届出件数

令和2年度以降の目標値は、令和4年4月1日に改正女性活躍推進法の施行により、一般事業主行動計画の策定 義務が101人以上の事業主に適用拡大されることから、直近の実績を踏まえつつ、本年度中に新たに義務化される企 業(約32,000社)の3割程度の達成を見込んだ目標値とした。

(アウトカム)									
())())()	基準値			実績値			目標値	主要な指標	達成
	ı	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	-		
	-	2,788社	4,568社	6,041社	6,842社	8,876社	-		×
年度ごとの目標値		2,000社 以上	4,000社 以上	6,000社 以上	7,500社 以上	13,000社 以上			

		指標の	選定理由及	び目標値(水準・目標年		の根拠			
指標3 「女性の活躍推進企業データ ベース」への年間アクセス件	「女性の活躍推進企業 として提供しており、そ いる。「女性の活躍推進 効果を検証するため、 目標値については、これ	れにより、学 進企業データ アクセス件数	生や求職者 マベース」が近 女を指標とし	等が効率的 適切に運用さ て選定した。	に企業情報が、多くのな	を収集し、1	と業選択に3	資することも	目的として	
数(アウトプット)	基準値			実績値			目標値	主要な指標	達成	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度			
	237,938件	287,695件	237,938件	262,964件	296,852件	390,064件	年間 250,000件		0	
年度ごとの目標値		_	-	ı	250,000件	前年度 (296,852 件)以上			-	
指標4 事業主向け説明会の開催件 - 数(アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	女性活躍推進法等の一部改正法の周知を図るため設定した。全国各所で開催することとし100回を目標とする。 47都道府県で各2回以上の開催を目標とし設定した。									
	基準値			実績値			目標値	主要な指標	達成	
	_	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度			
	-	-	_	_	_	1,078回	100回		0	
						,				
年度ごとの目標値		_	-	-	_	100回)	
年度ごとの目標値		 指標の		- なび目標値(:	_ 水準•目標年	100回	の根拠			
指標5	女性の出産後のキャ を十分に発揮できるこ。 なお、同様の指標は、 略フォローアップ(令和 ている水準を設定した。	リアの継続な とに資するた 、第4次男女 2年7月17日	を可能にし、 との、指標とし : 共同参画基	働きたい女性 して設定した 本計画(平原	生が仕事とう 。 成27年12月2	100回 F度)の設定 F育ての二者 25日閣議決	が が が が が が が が が が の に が が の に が の に の の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に に に る に に る	战略実行計画	、その能	
指標5 第1子出産前後の女性の継 続就業率	を十分に発揮できるこ。 なお、同様の指標は、 略フォローアップ(令和	リアの継続な とに資するた 、第4次男女 2年7月17日	を可能にし、 との、指標とし : 共同参画基	働きたい女性 して設定した 本計画(平原	生が仕事とう 。 成27年12月2	100回 F度)の設定 F育ての二者 25日閣議決	が が が が が が が が が が の に が が の に が の に の の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に に に る に に る	战略実行計画	、その能	
指標5 第1子出産前後の女性の維	を十分に発揮できるこのなお、同様の指標は、 略フォローアップ(令和 ている水準を設定した。	リアの継続を とに資するた 、第4次男女 2年7月17日。	を可能にし、 :め、指標とし :共同参画基 : 関議決定)	動きたい女性 して設定した 本計画(平月 においても気	生が仕事とう。 。 成27年12月2 Eめられてお	100回 F度)の設定 子育ての二者 25日閣議決! らり、目標値に	者択一を迫ら 定)や成長戦 こついては、	战略実行計画 これらの計[、その能 回•成長戦 画で設定	
指標5 第1子出産前後の女性の継 続就業率	を十分に発揮できるこ。 なお、同様の指標は、 略フォローアップ(令和 ている水準を設定した。 基準値	リアの継続を とに資するた 、第4次男女 2年7月17日。	を可能にし、 :め、指標とし :共同参画基 : 関議決定)	働きたい女性 して設定した 本計画(平原 においても気 実績値	生が仕事とう。 。 成27年12月2 Eめられてお	100回 F度)の設定 子育ての二者 25日閣議決! らり、目標値に	者択一を迫ら 定)や成長戦 こついては、 目標値	战略実行計画 これらの計[、その能 回•成長戦 画で設定	
指標5 第1子出産前後の女性の継 続就業率	を十分に発揮できるこ。 なお、同様の指標は、 略フォローアップ(令和 ている水準を設定した。 基準値 平成27年	リアの継続を とに資するた 、第4次男女 2年7月17日。	を可能にし、 :め、指標とし :共同参画基 : 関議決定)	働きたい女性 して設定した 本計画(平原 においても気 実績値	生が仕事とう。 。 成27年12月2 Eめられてお	100回 F度)の設定 子育ての二者 25日閣議決 らり、目標値り 令和2年度 集計中 (R4年度公	前択一を迫ら 定)や成長戦 こついては、 目標値 令和2年度	战略実行計画 これらの計[、その能 回•成長戦 画で設定	
指標5 第1子出産前後の女性の継 続就業率 (アウトカム) 年度ごとの目標値 【参考】指標6	を十分に発揮できるこ。 なお、同様の指標は、 略フォローアップ(令和 ている水準を設定した。 基準値 平成27年	リアの継続を とに資するた 、第4次男女 2年7月17日。	を可能にし、 か、指標とし 共同参画基 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	働きたい女性 して設定した 本計画(平原 においても気 実績値	生が仕事とう。 。 成27年12月2 Eめられてお	100回 F度)の設定 子育ての二者 25日閣議決 り、目標値に 令和2年度 集計中 (R4年度)	前択一を迫ら 定)や成長戦 こついては、 目標値 令和2年度	战略実行計画 これらの計[、その能 回•成長戦 画で設定	
指標5 第1子出産前後の女性の継 続就業率 (アウトカム) 年度ごとの目標値 【参考】指標6 都道府県労働局におけるセク	を十分に発揮できるこ。 なお、同様の指標は、 略フォローアップ(令和 ている水準を設定した。 基準値 平成27年	リアの継続を とに資するた 、第4次男女 2年7月17日 。 平成28年度	を可能にし、 か、指標とし 共同参画基 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	働きたい女性 て設定した 本計画(平成 においてもな 実績値 平成30年度	生が仕事とう。 。 成27年12月2 Eめられてお	100回 F度)の設定 子育ての二者 25日閣議決 3り、目標値り 令和2年度 集計中 (R4年度公 表予定) 55.0%	前択一を迫ら 定)や成長戦 こついては、 目標値 令和2年度	战略実行計画 これらの計[、その能 回•成長戦 画で設定	
指標5 第1子出産前後の女性の継 続就業率 (アウトカム) 年度ごとの目標値 【参考】指標6	を十分に発揮できるこ。 なお、同様の指標は、 略フォローアップ(令和 ている水準を設定した。 基準値 平成27年	リアの継続を とに資するた 、第4次男女 2年7月17日 。 平成28年度	を可能にし、 の、指標とし 共同参画基 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	働きたい女性 て設定した 本計画(平成 においてもな 実績値 平成30年度	生が仕事とう 。 成27年12月2 とめられてお 令和元年度 - -	100回 F度)の設定 子育ての二者 25日閣議決 り、目標値に 令和2年度 集計中 (R4年度) 55.0%	前択一を迫ら 定)や成長戦 こついては、 目標値 令和2年度	战略実行計画 これらの計[、その能 回•成長戦 画で設定	
指標5 第1子出産前後の女性の継続就業率 (アウトカム) 年度ごとの目標値 【参考】指標6 都道府県労働局におけるセクシュアルハラスメントの相談 件数	を十分に発揮できるこ。 なお、同様の指標は、 略フォローアップ(令和 ている水準を設定した。 基準値 平成27年	リアの継続を とに資するた 、第4次男女 2年7月17日 ・ 平成28年度	を可能にし、 か、指標とし 共同参画基 関議決定) 平成29年度 - - 実 平成29年度 6,808件	働きたい女性 で設定した 本計画(平成 を で で で で を で で で で で で で で で で で で で	生が仕事とう。 成27年12月2 足められてお 令和元年度	100回 F度)の設定 F育ての二者 25日閣議決 3り、目標値 令和2年度 (R4年度) 55.0%	前択一を迫ら 定)や成長戦 こついては、 目標値 令和2年度	战略実行計画 これらの計[、その能 回•成長戦 画で設定	
指標5 第1子出産前後の女性の継続就業率 (アウトカム) 年度ごとの目標値 【参考】指標6 都道府県労働局におけるセクシュアルハラスメントの相談	を十分に発揮できるこ。 なお、同様の指標は、 略フォローアップ(令和 ている水準を設定した。 基準値 平成27年	リアの継続を とに資するた 、第4次男女 2年7月17日 ・ 平成28年度	を可能にし、 か、指標とし 共同参画基 関議決定) 平成29年度 - - 実 平成29年度 6,808件	働きたい女性 て設定した 本計画(平成 においても気 実績値 平成30年度 - - 責値 平成30年度	生が仕事とう。 成27年12月2 足められてお 令和元年度 - 令和元年度 7,323件	100回 F度)の設定 子育ての二者 25日閣議決 3り、目標値り 令和2年度 (R4年定) 55.0%	前択一を迫ら 定)や成長戦 こついては、 目標値 令和2年度	战略実行計画 これらの計[、その能 回•成長戦 画で設定	

測定指標

	ヽて 仕事と家庭を両立 ▼	しやすい職場環境を整 	作権の						- 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	指標8	「仕事と生活の調和持 子化社会対策大綱(令 閣議決定)」に基づき記 (参考)平成27年度実績	推進のための 和2年5月2 设定。		平成22年6月]29日仕事と	生活の調和	□────── □推進官民ト		
	男性の育児休業取得率 (アウトカム)	基準値			実績値			目標値	主要な指標	達成
	()')()()	_	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度		
		_	3.16%	5.14%	6.16%	7.48%	集計中 (R3年7月 末目途公表 予定)	13%		-
	年度ごとの目標値		前年度 (2.65%)以 上	前年度 (3.16%)以 上	-	-	13%			
April and the land	指標9	「第2期まち・ひと・しる 閣議決定)」に基づき記 次世代育成支援対策	ニージング ごと創生総合 と定。		元年12月20	日閣議決定)」、「少子化	· 社会対策为		
測定指標	次世代認定マーク(くるみん) 取得企業数 (アウトカム)	成し一定の基準を満た みん認定)を受けられる (参考)平成27年度実績	る。認定を受	、申請を行う	ことによって	「子育てサス	ポート企業」。	として、厚生	労働大臣の	認定(くる
測定指標	取得企業数	みん認定)を受けられる	る。認定を受	、申請を行う	ことによって	「子育てサス	ポート企業」。	として、厚生	労働大臣の	認定(くる
測定指標	取得企業数	みん認定)を受けられる (参考)平成27年度実績	る。認定を受	、申請を行うけた企業は	ことによって 「くるみんマ	「子育てサァーク」を求人	ポート企業」。	として、厚生に使用する	労働大臣のことができる	認定(くる 。
測定指標	取得企業数	みん認定)を受けられる (参考)平成27年度実績	る。認定を受 漬:2,484社 平成28年度	、申請を行う けた企業は 平成29年度	ことによって 「くるみんマー 実績値 平成30年度	「子育てサ7 一ク」を求人 令和元年度	ポート企業」。 広告や商品 令和2年度	として、厚生 に使用する 目標値 令和2年度	労働大臣のことができる主要な指標	認定(くる 。 達成
測定指標	取得企業数(アウトカム)	みん認定)を受けられる (参考)平成27年度実績	る。認定を受 漬: 2,484社 平成28年度 2,695社 2,700社	、申請を行う けた企業は 平成29年度	ことによって 「くるみんマー 実績値 平成30年度 3,085社 -	「子育てサ7 一ク」を求人 令和元年度 3,312社 -	ポート企業」。 広告や商品 令和2年度 3,548社 3,000社	として、厚生 に使用する 目標値 令和2年度 3,000社	労働大臣のことができる主要な指標	認定(くる 。 達成
測定指標	取得企業数 (アウトカム) 年度ごとの目標値 指標10 第1子出産前後の女性の継	みん認定)を受けられる (参考)平成27年度実績	る。認定を受 責:2,484社 平成28年度 2,695社 2,700社 指標の リアの継続を とに第4次男女 2年7月17日	、申請を行うけた企業は 平成29年度 2,878社 - 選定理由及 が、指標し、 共同参画基	ことによって「くるみんマー 実績値 平成30年度 3,085社 - なび目標値(働きたい女して設定した。本計画(平)	「子育てサ ⁷ 一ク」を求人 令和元年度 3,312社 - 水準・目標 年 生が仕事とこ。 成27年12月2	ポート企業」の 広告や商品 令和2年度 3,548社 3,000社 F度)の設定 子育ての二者 25日閣議決	として、厚生る 目標値 令和2年度 3,000社 者択一を迫ら 定)や成長単	労働大臣のことができる 主要な指標 の れることなく 戦略実行計画	認定(くる) 達成 〇 作力 「・成長戦
測定指標	取得企業数 (アウトカム) 年度ごとの目標値 指標10	みん認定)を受けられる (参考)平成27年度実施 基準値 - - 女性の出産後のキャ を十分に発揮できること なお、同様の指標は 略フォローアップ(令和	る。認定を受 責:2,484社 平成28年度 2,695社 2,700社 指標の リアの継続を とに第4次男女 2年7月17日	、申請を行うけた企業は 平成29年度 2,878社 - 選定理由及 が、指標し、 共同参画基	ことによって「くるみんマー 実績値 平成30年度 3,085社 - なび目標値(働きたい女して設定した。本計画(平)	「子育てサ ⁷ 一ク」を求人 令和元年度 3,312社 - 水準・目標 年 生が仕事とこ。 成27年12月2	ポート企業」の 広告や商品 令和2年度 3,548社 3,000社 F度)の設定 子育ての二者 25日閣議決	として、厚生る 目標値 令和2年度 3,000社 者択一を迫ら 定)や成長単	労働大臣のことができる 主要な指標 の れることなく 戦略実行計画	認定(くる) 達成 〇 作力 「・成長戦
測定指標	取得企業数 (アウトカム) 年度ごとの目標値 指標10 第1子出産前後の女性の継続就業率(再掲)	みん認定)を受けられる (参考)平成27年度実施 基準値 	る。認定を受 漬:2,484社 平成28年度 2,695社 2,700社 指標の リアの継続る と、第4次男女 (2年7月17日。	、申請を行うけた企業は 平成29年度 2,878社 - 選定理由及 が、指標し、 共同参画基	ことによって「くるみんマー 実績値 平成30年度 3,085社 - なび目標値(働きたい女性 よではいてもないによいでもないでもない。 実績値	「子育てサス 一ク」を求人 令和元年度 3,312社 - 水準・目標年 生が仕事とこ 成27年12月だ とのられてま	ポート企業」。 広告や商品 令和2年度 3,548社 3,000社 F度)の設定 子育ての二者 25日閣議決 3,548は	として、厚生。 に使用する 目標値 令和2年度 3,000社 をの根拠 をかしたでは、 については、 目標値	労働大臣の記されできる 主要な指標 の れることなく 战略実行計画 これらの計画	認定(くる) 達成 〇 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
測定指標	取得企業数 (アウトカム) 年度ごとの目標値 指標10 第1子出産前後の女性の継続就業率(再掲)	みん認定)を受けられる (参考)平成27年度実施 基準値 ー ー ー 女性の出産後のキャ を十分に発揮できるこ なお、同様の指標は 略フォローアップ(令和 ている水準を設定した 基準値	る。認定を受 漬:2,484社 平成28年度 2,695社 2,700社 指標の リアの継続る と、第4次男女 (2年7月17日。	、申請を行うけた企業は 平成29年度 2,878社 - 選定理由及 を可能にし、 め、指標画とは 共同参決定)	ことによって「くるみんマー 実績値 平成30年度 3,085社 - なび目標値(働きたい女性 よではいてもないによいでもないでもない。 実績値	「子育てサス 一ク」を求人 令和元年度 3,312社 - 水準・目標年 生が仕事とこ 成27年12月だ とのられてま	ポート企業」。 広告や商品 令和2年度 3,548社 3,000社 F度)の設定 子育ての二者 25日閣議決 3,548は	として、厚生る 目標値 令和2年度 3,000社 者択一を成して 定ついては、 目標値 令和2年度	労働大臣の記されできる 主要な指標 の れることなく 战略実行計画 これらの計画	認定(くる) 達成 〇 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	指標11 自営型テレワークガイドライン	「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知セミナーの有効性を測るため。目標値については 似の事業の実績を踏まえ設定。									
	周知セミナー受講者のうち 「役に立った」と回答した者の	(参考)令和2年度実績値96.8%は分母:セミナー受講者の内アンケートに回答したでに立った」と回答した人数(155人)から算出したもの。							、)、分子:アン	ノケ	
	割合 (アウトカム)	基準値	基準値 実績値						主要な指標		
	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	_	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度			
		_	-	-	95.5%	88.7%	96.8%	85%以上	0		
	年度ごとの目標値		_	_	85%以上	85%以上	85%以上				
			指標の	選定理由及	なび目標値(水準・目標年	拝度)の設定	この根拠			
	指標12 在宅就業者支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件	在宅就業者支援サイトを通じた情報提供について、普及の度合いを測るため。目標値については直近の実績を え設定。 (参考)平成27年度実績:402,724件									
	数	基準値			実績値			目標値	主要な指標		
	(アウトプット)	平成28年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度			
測定指標		442,536件	442,536件	493,028件	276,709件	429,334件	556,014件	前年度以上			
	年度ごとの目標値		前年度 (402,724件) 以上	前年度 (442,536件) 以上	前年度 (493,028件) 以上	前年度 (276,709 件)以上	前年度 (429,334 件)以上				
			指標の	選定理由及	なび目標値(水準・目標年	∓度)の設定	この根拠			
	指標13 e-ラーニングの受講が「再就 職に向けて役に立った」と回 答した者の割合 (アウトカム)	在宅就業に必要な人標値については類似の ※e-ラーニング・・・これ ワーカーを対象にしたができる教材。厚生労 (参考)令和2年度実終 ケートにて「再就職の	の事業の実績 れから自営型 、自営型テレ ・働者が委託 責値96.5%は	を踏まえ設 !テレワーク・ ワークを始ら 事業においる 分母:e-ラー	定。 (在宅就業): めるに当たっ て作成し、ポ -ニングを受	を始めたいと っての心構え 『一タルサイト 講した人数(☆考えている ・や契約に当 ・(ホームワ・ (202人)、分	を未経験者や 当たっての注 ーカーズウコ	・経験の浅い 意事項などを ェブ)に掲載。	自営学	
		基準値			実績値	23, 110.1		目標値	主要な指標		
		一	平成28年度	平成29年度		令和元年度	令和2年度		工文的旧体	•	
			1 /// 1 //					+	1		
		_	_	_	88.1%	93.6%	96.5%	85%以上			

| 目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】 (判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】 (判定理由) ・ 指標1・3・4・9・11・12・13については全て目標値を上回っている。 ・ 指標2(常用労働者数300人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届届出件数)については、令和2年度に13,000社以上とする目標を設定していたが、新型コロナウイルスの影響により個別事業主への支援が十分に実施ができなかったことから、目標を達成することができなかった。

総合判定

- ・ 指標5(令和2年度における第1子出産前後の女性の就業率)の令和2年度実績値は集計中であり、調査周期の関係から、評価対象期間である平成28年度から令和2年度までの実績値が存在しないことから、判定不能。(指標10についても同様)
- ・ 指標8(男性の育児休業取得率)の令和2年度実績値は集計中であるため判定不能。
- ・ 以上より、主要な指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な指標である1、9、11については令和2年度実績値が目標値を上回っており、判定結果は③に区分されるものとしてB(目標達成に向けて進展あり)とした。

(有効性の評価)

【達成目標1:男女雇用機会均等法等の履行確保により労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを目指すとともに、女性の活躍推進を図る】

- ・ 指標1については、令和2年度の目標を達成していることから、都道府県労働局の指導業務が有効に機能していると評価できる。
- ・ 指標2については、事業主が行動計画を策定届出するためには一定の期間が必要であるが、新型コロナウイルスの影響により、年度前半に事業主向け説明会の実施等ができなかったことから、策定届出までに十分な時間がなかったため、届出件数が伸びなかったと考えられる。
- ・ 指標3については、令和2年度の目標を達成していることから、データベースの改修や事業主の活用促進等、データベースの運用が有効に機能していると評価できる。
- ・ 指標4については、令和2年度の目標を大幅に上回り達成したが、これはオンラインを活用した説明会が広く行われたことによるものと考えられ、都道府県労働局が積極的に周知を図ったと評価できる。
- ・ 指標5の令和2年度実績値は集計中であり有効性の評価は困難だが、女性の継続的な活躍を促進するための情報公表の強化等を盛り込んだ改正女性活躍推進法の着実な施行等を進めることにより、女性の継続就業の増加に引き続き取り組んでいく。(指標10についても同様)

【達成目標2:仕事と家庭を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進する社会的気運の醸成を図る】

- ・ 指標8については、令和2年度実績値は集計中。男性が育児休業を取得しない理由としては、業務の都合や職場の雰囲気といったものが挙げられており、業務ともある程度調整しやすい柔軟で利用しやすい制度、育児休業を申出しやすい職場環境等の整備といった取組が必要であるため、第204回国会に育児・介護休業法改正案を提出し、6月に成立した。
- ・ 指標9については、目標を達成している。認定を受けることで、男女共に育児休業等が積極的に取得されている企業・組織であることのPRにもつながる効果があり、子育てサポート企業として認定を受けた「くるみん認定企業」は年々増加傾向にあることは、仕事と家庭の両立がしやすい環境整備に資するため、くるみん認定は有効に機能していると評価できる。

【達成目標3:在宅就業を良好な就業形態とするための環境整備】

- ・ 指標11については、目標を達成していることから、契約条件の文書明示や適正化等に必要な事項を示した、自営型テレワークガイドライン周知セミナーの実施は有効に機能していると評価できる。
- ・ 指標12については、目標を達成している。特に令和2年度は、9月にメディアで「自営型テレワーク」が紹介されたという外的要因もあったが、リスティング広告等のインターネット広告を適宜活用しアクセス数が増えていることから在宅就業者支援サイト「Home Worker's Web」の運営は有効に機能していると評価できる。
- ・ 指標13については、目標を達成していることから、e-ラ―ニングは有効に機能していると評価できる。

(効率性の評価)

【達成目標1:男女雇用機会均等法等の履行確保により労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを目指すとともに、女性の活躍推進を図る】

- ・ 指標1については、例年100%に近い成果をあげており、限られた予算・人員で効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ 指標2については、令和元年度及び令和2年度と2年度連続で目標値を達成できず、直近年度はコロナウイルスの 影響があったとはいえ、低水準であり、効率性に課題がある。
- ・ 指標3については、例年同程度の予算の中で前年度から10万件を上乗せした実績をあげている。これはデータベースの改修や事業主等への活用促進等、データベースの運用が有効に機能したことによるものであり、効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ 指標4については、100件を目標としていたところ、10倍の実績をあげている。これはオンラインを活用した説明会が行われたこと等の効果によるものであり、限られた予算・人員の中で効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ 指標5については、令和2年度実績値は集計中であり効率性の評価は困難。(指標10についても同様)

施策の分析

【達成目標2:仕事と家庭を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進する社会的気運の醸成を図る】

- 指標8については、7月末公表予定のため評価できないが、男性の育児休業取得促進には引き続き取り組んでいく。
- 指標9については、限られた予算・人員で目標を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。

【達成目標3:在宅就業を良好な就業形態とするための環境整備】

- ・ 指標11については、令和2年度はセミナー開催方法をオンラインに変更したが、必要に応じてセミナー内容の見直 しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。
- ・ 指標12については、平成25年度以降執行額がほぼ一定(※1)であるにも関わらず、実績は順調に上昇していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
- ※1 平成28年度執行額: 23,567千円、平成29年度執行額: 31,147千円、平成30年度執行額: 28,913千円、令和元年度執行額: 12,124千円、令和2年度執行額: 11,840千円
- ・ 指標13については、e-ラーニング の満足度を測定指標とした平成30年度以降執行額がほぼ一定(※2)であるに関わらず、実績が順調に上昇していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 ※2 平成30年度執行額:28,913千円、令和元年度執行額:12,124千円、令和2年度執行額:11,840千円

(現状分析)

【達成目標1:男女雇用機会均等法等の履行確保により労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを目指すとともに、女性の活躍推進を図る】

- ・ 指標1については、毎年度目標を達成しているところ、男女雇用機会均等法の着実な履行確保が図られるよう、引き続き現行の取組を推進していく。
- ・ 指標2について、その目標達成に向けて、今後はオンラインも活用したアドバイザーによる個別事業主への支援の 実施により、引き続き届出件数の増加に向けた施策を進めていくことが必要である。
- ・ 指標3について、令和2年度の実績値は390,064件であり、前年度以上(296,852件)という目標を既に達成している。学生や求職者等が効率的に企業情報を収集し、企業選択に資するよう、引き続き、「女性の活躍推進企業データベース」を適切に運営していく。
- ・ 指標4について、令和2年度の実績値は1,078回であり、100回という目標を既に達成している。引き続き、女性活躍 推進法等の一部改正法の周知を図っていく。
- ・指標5については、令和2年度の実績値は集計中であるが、直近の実績値が判明している平成27年度において女性の出産前後の就業継続率は53.1%と前回調査時(40.4%)に比べ上昇している。特に、正規職員について、育児休業の利用が増加し、継続就業率も上昇している(前回調査56.5%→平成27年度69.1%)。一方で、仕事と育児の両立の困難さを理由に退職する女性が未だに一定数存在しており、その要因として、依然として育児負担が女性に偏っている現状がある。そのため、育児に関わる男性の増加、男性の育児への関わり方の改善、女性のキャリア形成のための対策を進めることで、男女がともに育児をする社会を実現し、女性の継続就業の増加に取り組むことが必要。(指標10についても同様)

【達成目標2:仕事と家庭を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進する社会的気運の醸成を図る】

- ・ 指標8については、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を内容とする、改正育児・介護休業法が令和3年6月に成立したところであり、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携した周知に取り組む必要がある。
- ・ 指標9については、令和2年度の実績値は3,548社であり、平成30年度にすでに3,000社という目標を達成している。 今後は取組の更なる進展に向け、目標値を引き上げることとする。

【達成目標3:在宅就業を良好な就業形態とするための環境整備】

- ・ 指標11については、自営型テレワークガイドラインの周知セミナーの満足度目標は継続的に達成している。今後は、より多くの方にセミナーに参加していただき、自営型テレワークガイドラインを周知するために、リスティング広告やSNSを活用して集客を図る。
- ・ 指標12については、令和2年度の実績値は556,014件であり、令和2年度に前年実績429,334件の目標を既に達成している。ただ、令和2年度には自営型テレワークがメディアで取り上げられたという外的要因があったため、広告に力を入れて件数を落とさないように施策を進めていくことが必要である。
- ・ 指標13については、令和2年度の実績値は96.5%であり、継続して85%という目標を達成している。ただ、e-ラーニングを掲載している webサイトへのアクセス数と比較して、e-ラーニング 受講件数が少ないため、e-ラーニング紹介動画を作成し、周知を図る必要がある。

評価結果と 今後の方向性

(施策及び測定指標の見直しについて)

【達成目標1:男女雇用機会均等法等の履行確保により労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性 を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを目指すとと もに、女性の活躍推進を図る】

- ・ 指標1については、毎年度目標を達成しており、さらに高い水準を目指すことが適切であるため、目標値を95%に設 定する。
- ・ 指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、今後はアドバイザーによる個別事業主への支援の実 |施により、より一層の目標達成のための取組みを実施していく。
- ・ 指標3については、過去3年間のパソコン版及びスマートフォン版のアクセス件数の平均が概ね30万件であることか| ら、目標値を30万件に設定する。
- ・ 指標4については、昨年度からの目標であり、実績は1年度分のみであること、都道府県労働局ごとに2回以上とす る目標値は低いとまではいえないことから、目標値を維持する。
- ・ 指標5については、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)において、令和7年に70%まで引き上げる ことが目標とされていることから、正規雇用・非正規雇用にかかわらず、女性が妊娠・出産後も継続して就業できるよ う、育児・介護休業法に基づく仕事と子育ての両立のための制度について周知を図るとともに、企業の制度として定着 するよう、指導を徹底する。また、女性の継続的な活躍を促進するための情報公表の強化等を盛り込んだ、改正女性 |活躍推進法の着実な施行を図る。(指標10についても同様)

【達成目標2:仕事と家庭を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進 する社会的気運の醸成を図る】

次期目標等への 反映の方向性

- ・ 指標8については、改正育児・介護休業法の円滑な施行に向け、企業の人事労務担当者や経営者などを対象に、 企業や団体がどう取り組むべきかを解説するオンラインセミナーを開催するなど、改正内容の周知を図っていく。ま た、「パパ・ママ育休プラス」、「パパ休暇」等の男性の育児休業に資する現行制度や「イクメンプロジェクト」において企 業の好事例などの周知を図る。こうした取組により、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)で設定され |た、令和7年に男性の育児休業取得率30%を目指す。
- ・ 指標9については、くるみんマーク取得(次世代育成支援対策推進法に基づく認定)企業は着実に増加しており、目 標値を早期に達成したことから、目標水準の引き上げを図る。なお、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決 |定)において、令和7年までに4,300社とする目標が設定されたことから、認定基準について周知を図るとともに、企業 に対する認定取得の働きかけを行う。

【達成目標3:在宅就業を良好な就業形態とするための環境整備】

- ・ 指標11については、実績値がほぼ上限に張り付いているため、"自営型テレワークガイドライン周知セミナー受講者| のうち「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の概要について「理解できた」と回答した者の割合"を 測定指標とし、目標値を80%とする。
- ・ 指標12については、目標値を「過去3年間の平均値以上」のアクセス数と変更する。
- ・ 指標13については、指標内容を維持し引き続き目標達成を目指していく。

|※指標13維持の理由:指標の対象としている e-learning は、ホームワーカーズウェブというウェブサイト上に掲載して おり、誰でも受講が可能である。令和2年度においては、自営型テレワークガイドライン周知セミナーでも e-learning を |案内しており、比較的自営型テレワークへの関心が高い人が e-learning を受講していた。令和3年度からはセミナー |回数を減らしていくことから、e-learning を通じて、初めて自営型テレワークを知る人の割合が増えることが予想される |ため、現在の指標である「役に立った」と回答する受講者の割合が下がる可能性がある。そのため、指標13について は、指標内容を維持し、引き続き目標達成を目指していく。

学識経験を有する者の知 (有識者会議WG後に記載予定) 見の活用

参考 · 関連資料等

女性活躍推進法(平成二十七年法律第六十四号)

JRL:https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=42/AC000000000064_20200601_501AC0000000024&keyword=%E5%A5%B3%E6%80%A7%E6%B4%BB%E8%BA%8D

男女雇用機会均等法(昭和四十七年法律第百十三号)

URL: https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC0000000113_20200601_501AC0000000024&keyword=%E7%94%B7%E5%A5%B3%E9%9B%87%E7%94%A8

次世代育成支援対策推進法 URL: https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa5128&dataType=0&pageNo=1

育児介護休業法 URL: https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=73084100&dataType=0&pageNo=1 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定) URL: https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) URL: http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html

第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)(指標5)

URL: http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15_gaiyo.asp 雇用均等基本調査 URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r01.html

女性の活躍推進企業データベース URL: http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/

くるみん認定企業一覧 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html 関連事業の行政事業レビューシート URL:https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2020/2019_4-1-1_saisyu.htm

平成29年3月28日働き方改革実現会議決定 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/

雇用環境・均等局総務課長 田中 仁志 雇用環境・均等局雇用機会均等課長 渡辺 正道 雇用環境 · 均等局 雇用環境・均等局職業生活両立課長 政策統括官(統計・情 政策評価実施時期 担当部局名 作成責任者名 令和3年7月 古瀬 陽子 報政策担当) 雇用環境・均等局在宅労働課長 宮下 雅行 政策統括官(統計・情報政策担当)付世 帯統計官 細井 俊明